



〈特別編〉

闇バイトに関する注意と 刑法上の対応

穴沢 大輔 Anazawa Daisuke 明治学院大学法学部消費情報環境法学科 教授
専門は刑法、その中でも主に財産犯罪・経済犯罪を研究。『入門経済刑法』（共著、信山社、2021年）など執筆。消費生活アドバイザー。東京都医学総合研究所人対象研究倫理審査委員会外部委員。https://mgulaw.jp/teacher/details_6/

本講座にて、刑法についてご解説いただいた穴沢大輔先生から、社会問題となっている「闇バイト」についてご寄稿いただきました（編集部）

はじめに

どうすれば「闇バイト」がなくなるのか、という対策はとても重要ですが、それは現在展開されていますので*、今回は闇バイトをめぐる犯罪行為について、これまでの連載を踏まえながら考えてみましょう（「消費生活相談に関連する刑法」[以下、本講座]第3回参照）。まずは実行役からです。

強盗罪が成立する場合

事例1

借金を重ねたXは、すぐに多くの金を稼ぎたいと考え、「高額報酬」と書かれたバイトに応募した。履歴書の代わりに本人確認書類をテレグラムを通じて送ると、A質店から金目の物を奪ってくるように命じられた。初めは怖かったが、金銭のためにYらとともにA質店の店主をナイフで脅し時計などを奪った。

Xの行為は強盗罪に該当します（本講座第6回参照）。ここでは、幸いなことに、A質店の店主はケガをしたり、死亡したりしていません。もしそうした結果となりますと、「強盗が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する」（刑法240条）という規定により処罰されます。例えば、**事例1**のような行為に加えて、他者の強盗致傷を^{ほうじょ}幫助した（犯行に積極的に関与はしな

いが、有形、無形を問わず、その犯行を容易にした）事案で被告人を懲役6年6カ月^{6カ}に処した裁判例があります（千葉地裁令和6年10月7日判決）。

そして、XはYらと共同して強盗をしていますので、強盗罪の共同正犯（刑法60条）として処罰されます。**事例1**のXは積極的に強盗に参加していますが、そうでないと思われる、例えば、住所などの記載された本人確認書類を提供した結果、「住所は分かっている、やらなければ家族がどうなっても知らない」と脅され、やむにやまれず参加した若者もいるかもしれません。確かに、その若者に同情の余地はありますが、その結果、人の命が危険にさらされる、最悪の場合には死に至る行為をしたことは正当化できないでしょう。量刑段階で軽く処罰できるとしても、強盗（致傷・致死）罪を実行した事実それ自体は否定できません（もっとも、強盗時、直ちに危害が家族に加えられそうな状態であれば別に解する余地はあり得ます）。

犯罪行為を途中でやめた場合

事例2

学生Z（21歳）は、**事例1**のXと同様の指示を受けた。悩みに悩み、警察に連絡した。

事例2の学生Zについて、皆さんは「正気を取り戻してよかった」と思われたことでしょうか。しかし、注意が必要です。それは「いつ」連絡したのか、です。

（1）罪に問われない場合

例えば、指示を受けた後で何もせずに連絡し

* 例えば、警察庁ウェブサイト <https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/hanzaishaboshu.html>

たならば、何の罪にも問われないという結論でよいように思います(むしろ、本人や家族の生命等について脅されていれば、指示役が脅迫罪[本講座第6回参照]に問われる可能性が高いです)。

(2-1) 未遂犯

では、「Yらと現場のA質店に入ったが、そこでやめた場合」はどうでしょうか。仮に、Yらに「やはり怖くなったので帰ります」と告げ、了承を得て帰ったとしても、Yらが実行を継続して強盗(致傷・致死)に至るならば、Zも同様に処罰されます。このときに、「格別それ以後の犯行を防止する措置を講ずることなく」立ち去ることは許されないとされるのです(最高裁平成21年6月30日決定参照)。ただ、ここでは警察に通報していますので、それが犯行を防止する措置(例: Yらが逃げた場合)であれば強盗未遂罪にとどまるといえるでしょう(本講座最終回[2024年11月号]参照)。

(2-2) 中止犯

もう少し、掘り下げましょう。ここで学生Zの離脱行為が強盗未遂となるとしますと、もう一步、刑法学として検討する必要のある規定があります。それは刑法43条^{ただし書き}但書「ただし、自己の意思により犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除する」という規定です(中止犯といえます)。未遂犯であるときに自己の意思でやめた場合には、必ず、刑を減輕または免除することになる規定です。例えば、殺すつもりで一度ナイフで人を傷つけた(殺人未遂罪が成立)が、その出血を見て怖くなり、後悔したうえでやめて助けた場合がその典型です。学生Zも反省や後悔して強盗行為をやめたのであれば、強盗未遂罪の中止犯に当たり、刑の減輕または免除となります。

(3) 予備罪

最後に、その中間の未遂に至らない場合、例えば、ナイフを持ってYらとの集合場所に赴いたが、そこで勇気を振り絞って連絡した場合はどうでしょうか。直ちに無罪とはならないのです。

刑法237条は、「強盗の罪を犯す目的で、その予備をした者」を2年以下の拘禁刑とし、強盗予備罪を処罰しますので、学生Zはこれに当たるといえます。軽い処罰ですが、未遂より「前の時点」でも処罰するのです。このような予備罪は殺人予備罪(刑法201条)や放火予備罪(刑法113条)のような重罪に対して規定されており、そうした重大な侵害を未然に防ごうとする機能があります。

「でも、自分の意思で中止すれば、先の場合と同様に中止犯になり、Zは刑の免除でもよいのではないか」と思われたかもしれません。確かに、予備段階で、Yらの了解を得て離れば、基本的に、Yらがした強盗行為すべての罪責を負うことはないでしょう。ただ、中止犯の規定は未遂罪(刑法43条)にのみ「但書」として規定されており、判例では、中止犯規定は予備には適用できないと解されています(最高裁昭和29年1月20日大法廷判決、議論があります)ので、予備罪の刑の減免は難しいところです(もう少し述べますと、殺人予備罪には「ただし、情状により、その刑を免除することができる」という規定がありますが、強盗予備罪にはありません。もっとも、不起訴はあり得ます)。

指示役への処罰

さて、実行役の処罰は前述のとおりとしても、その背後にいる指示役も処罰すべきことはいうまでもありません(逮捕できるかは別問題です)。彼らはどのように処罰されるのでしょうか。

刑法60条は「二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする」としていますので、素直に読むと、実行犯のように実行していない指示役はこれに含まれないともいえますが、皆さんの推察のとおり、判例はそう解していません。犯罪を「共謀」した者も刑法60条によって「共謀」共同正犯として処罰します。すなわち、背後の黒幕である指示役も実行役と同じように処罰されます。ですので、**事例1**では全員に強盗罪が成立することになります。それは、指示役がこ

の犯罪において重要な役割を果たしているからといえます。

「それでも、学生Zのような実行役とZを操る指示役とでは、同罪といえないのでは」という疑問が浮かぶかもしれません。しかし、実行役も、自律的に決定して自分でやるのが分かったうえで犯罪に手を染めた以上、犯罪が成立しないとはいえません（逆に、精神的に追い詰められて、自律的に決定できない状況であれば、いわば道具であり、背後者だけが正犯とされます[間接正犯といいます]。最高裁令和2年8月24日決定は、生命維持のためにインスリンの投与が必要な1型糖尿病に罹患した幼年の被害者の母親に対し、脅しめいた文言を交えた執拗かつ強度の働きかけを行い、被害者へのインスリン投与をさせず、その結果、被害者が死亡に至ったとした事案で、被告人は、未必的な殺意をもって、母親を道具として利用したとしています）。

そうだとすると、闇バイトを運営するような指示役はいくつも指示を出しており、その回数分、犯罪が成立するのであり、それは、1回の実行にとどまる実行役とは自ずと異なり、非常に重い処罰になるでしょう（例えば、いわゆるルフィ事件の指示役が各種強盗を指示したと証明される場合）。また、上位の立場という評価は先にも述べた量刑判断において重く評価されると思います（実行役を手配し、実行役に犯行道具の準備を指示するなどした、いわば指示役と実行役の中間的な役割の被告人に懲役9年の実刑判決[福島地裁令和6年1月29日判決]）。

ただし、**事例1**のXのような実行役が犯罪を繰り返すような場合には、当然重い処罰が待っています（先のルフィ事件の実行役[リーダー格]に無期懲役が下されています[東京地裁立川支部令和6年11月7日判決]）。

詐欺罪と窃盗罪 —指示役の故意にも着目して—

事例3

警察官になりすましたYが、A宅に電話をか

け、高齢者Aに対し、A名義の口座から預金を引き出される詐欺被害にあっており、再度の被害を防止するため、金融庁職員が持参した封筒にキャッシュカード（以下、カード）を入れて保管する必要がある旨嘘を言い、さらに、事前にYから頼まれ、金融庁職員になりすましたXが、Aをして、カードを封筒に入れさせたうえ、Aが目を離れた隙に、その封筒を別の封筒とすり替えてカードを持ち去った。

事例3は、本講座第2回の事例2を「闇バイト」にアレンジしたものです。YとXとの関係は指示役と実行役といえ、Xは分かったうえでこれに加担しています。確かに、「Xは欺く行為と分かったうえで受領したので詐欺罪の共同正犯である」と結論づけたいのですが、本講座第2回でも示したように、それは窃盗罪と評価され、その共同正犯となります。

実際のケースでは、Xは、被害者宅付近路上まで赴いたのですが、警察官の尾行に気づいて断念し、その目的を遂げなかったとされ、窃盗未遂罪の成立が認められました（最高裁令和4年2月14日決定。議論があります）。

もう少し考えてみましょう。**事例3**を少し修正して、仮に指示役Yが詐欺の故意でXにだまし取るように依頼したが、実行役Xがすり替え窃盗をした場合には、罪名が詐欺罪（Y）と窃盗罪（X）とで異なることになり、注意を要します。刑法学では錯誤の問題として議論されますが、いずれにしても、両罪はいずれも人の財物を奪いそれを移転させる罪ですので、両罪は重なり合い（符合といえます）、Yも窃盗罪により処罰されると考えられます（議論があります）。

おわりに

闇バイトをめぐる犯罪は、以上の強盗、詐欺にとどまらず、ひいては人の生命を奪う殺人につながりかねません。指示役を逮捕すべきことは当然ですが、その指示に従わない、加担しない勇気を持つことが重要なのです。